

### 携帯電話等の使用に関する罰則の見直し等

平成16年6月9日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）による改正事項のうち、携帯電話等の使用に関する罰則の見直し、暴走族対策の強化及び飲酒検知拒否に対する罰則の引上げに係る規定については、平成16年11月1日に施行された。その改正内容及び施行状況は、以下のとおりである。

#### 1 施行された一部規定の内容

##### (1) 携帯電話等の使用に関する罰則の見直し

自動車又は原動機付自転車の運転中における携帯電話等の使用については、平成11年の道路交通法改正により、無線通話装置を通話のために使用すること及び画像表示用装置に表示された画像を注視することについて、禁止規定が設けられるとともに、本規定に違反し、よって道路における交通の危険を生じさせた場合に限って、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科されることとされていた。

この規定の施行（平成11年11月1日）前後における携帯電話等の使用に係る交通事故の発生状況を見ると、施行直後は大幅に減少したものの、その後、増加に転じ、平成15年は、平成12年の約2倍となり、規定の犯罪抑止力が低下していた。

そこで、今回の改正では、平成11年の改正により禁止されていた行為のうち、無線通話装置を手で保持して通話のために使用すること及び画像表示用装置を手で保持して、表示された画像を注視することという行為自体を捉えて、5万円以下の罰金が科されることとされた。

また、この違反行為は交通反則通告制度の対象とされ、反則金の額は、大型7,000円、普通・二輪6,000円、原付5,000円とされた。



##### (2) 暴走族対策の強化

集団暴走行為自体を禁止することとし、集団暴走行為を認知した場合には、直ちに検挙することができることとされた。

また、急発進、急加速及び空ぶかしによる騒音運転等について罰則を設けるとともに、消音器不備に対する罰則を引き上げることとされた。

(3) 飲酒検知拒否に対する罰則の引上げ  
 飲酒検知拒否に対する罰則を引き上げることとされた。

2 施行(平成16年11月1日)後の状況

(1) 取締り状況(施行後5か月)

	平成16年11月～平成17年3月	前年同期比
携帯電話等使用等禁止違反(保持)	11万4,627件	
飲酒検知拒否	207件	+25件
共同危険行為等	110件1,434名 (うち現行犯逮捕97名)	+27件 +30人
うち改正規定適用のもの	83件600名 (うち現行犯逮捕97名)	
騒音運転等	73件	
消音器不備	1,131件	-84件

平成16年11～12月は都道府県の特別調査結果による。  
 平成17年1月～3月は警察庁の独自集計結果による。

(2) 運転中の携帯電話使用に係る交通事故の発生状況(施行後2か月)

	平成16年		平成15年	
	11月	12月	11月	12月
事故件数(件)	108	109	202	221
死者数(人)	2	2	1	5
負傷者数(人)	136	139	308	280

第6節 救助・救急体制等の整備

1 救助活動及び救急業務の実施状況

(1) 概要

ア 救助活動の実施状況

平成15年中における全国の救助活動実施状況は、救助活動件数5万1,810件、救助人員5万2,301人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数は1,396件(2.8%)増加しており、救助人員は23人

(0.0%)増加している(第126表)。

イ 救急業務の実施状況

平成15年中における全国の救急業務実施状況は、ヘリコプターによる出場件数を含め、483万2,900件で、前年と比較し、27万4,951件(6.0%)増加している。また、搬送人員は、457万7,403人で、前年と比較し、24万5,486人(5.7%)増加している。

第126表 救助活動件数及び救助人員の推移

年	区分	救助活動件数			救助人員		
		件数	対前年増減率	うち交通事故による件数	人員	対前年増減率	うち交通事故による人員
		件	%	件	人	%	人
平成11年		42,548	11.3	19,669	44,081	9.0	25,645
12		46,104	8.4	21,705	53,247	20.8	28,738
13		49,271	6.9	22,335	51,317	-3.6	29,519
14		50,414	2.3	20,778	52,278	1.9	28,057
15		51,810	2.8	20,414	52,301	0.0	26,646

注 消防庁資料による。